



品区総発第170号

令和7年1月27日

品川区監査委員

河内 豊 様

有我 康子 様

せお 麻里 様

つる 伸一郎 様

品川区長

森澤 恭子

令和6年度前期一般監査の措置結果について（通知）

令和6年9月2日付品監発第15号にてご報告のありました「令和6年度前期一般監査の結果について（報告）」における指摘事項につきましては、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり措置をしましたので通知します。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 《区長部局》 1 収入事務について （1）平塚ゆうゆうプラザオアシスルームにおいて令和5年10月7日付け利用料をキャッシュレス決済により誤って500円多く徴収したが、所管課においてはオアシスルームからの報告とキャッシュレス決済収納代行事業者からの報告との間の当該金額の差異に気付いたものの、原因を特定しないまま10月分の調定処理を行った。その後再度調査した結果、原因を特定し、令和6年5月27日付けで過誤納金の還付が行われている。適正な収入事務の執行に努められたい。 （子ども育成課）
処 理 経 過	オアシスルームからの報告とキャッシュレス決済収納代行事業者からの報告との間の金額の差異に気づいたものの、原因を特定しないまま調定処理を行ったことについては、オアシスルームからの報告は記載ミスと誤認し、オアシスルームによる徴収誤りであるという可能性を検討せずに処理を行ったことによるものです。 今後は、子ども育成課長の管理のもと、調定処理の際には、複数の資料間の照合を行うことや、照合に際しても複数名でのチェックを実施することを徹底させることで、適正な収入事務を行ってまいります。

指摘事項等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 1 収入事務について （2）平成 29 年 7 月付け「収入事務の手引き」によれば、「歳入の調定は、その収入に対する請求権が生じたとき、すなわち収入の発生の原因となった事実が生じたとき、そのつど直ちに行わなければならない」とされているところ、令和 5 年 4 月 1 日付け土地一時貸付契約書に基づき荏原健康センターに設置する飲料用自動販売機に係る収入において、次のとおり不適切な処理事例が見受けられる。適正な収入事務の執行に努められたい。 ア 令和 5 年度分土地貸付料 407,865 円について、契約締結後直ちに調定すべきところ令和 5 年 11 月 28 日付けで調定している。 イ 令和 5 年 7 月分から令和 6 年 1 月分までの私用電気料計 22,609 円について、それぞれ翌月末までに調定すべきところ令和 6 年 3 月 15 日付けで一括して調定している。 （健康課）
処理経過	荏原健康センターに設置する飲料用自動販売機に係る土地貸付料および電気料金の調定事務の遅滞については、土地一時貸付契約にのっとり、速やかに事務処理をするべきところ、その事務処理を失念していたことによるものです。 今後は、健康課長の指揮監督のもと、土地貸付料について契約締結後直ちに調定するとともに、毎月の電気使用量に基づく料金の算出および調定について進捗管理を行うことで、適正な収入事務の執行を図ってまいります。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 2 契約事務について （1）主管課における契約締結に当たり、単価項目に係る予算額および予定価格が記載された単価内訳書が契約書に綴じ込まれている事例が散見される。当該内訳書は主管課において契約締結を決定する文書に添付するものであり、予算額や予定価格を契約の相手方に示すことは、次回以降の契約に際し経済性や公平性を損ねることになりかねない。適正な契約事務の執行に努められたい。 （戦略広報課、子育て応援課、環境課）
処 理 経 過	主管課における契約締結に当たり、単価項目に係る予算額および予定価格が記載された単価内訳書が契約書に綴じ込まれたことについては、意思決定文書と契約書それぞれの単価内訳書の様式の意味合いに対する認識が不十分であったことによるものです。 今後は、「契約事務の手引」を改めて確認し、契約書作成に係る事務処理を正確に理解するとともに、複数名による契約書のチェックを徹底することにより、適正な契約事務を行ってまいります。

指摘事項等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 2 契約事務について （2）令和5年4月17日付け請書「（印刷）予防接種予診票（带状疱疹生ワクチン）他」279,840円について、印刷物のうち「医療機関一覧表」および「ワクチンのお知らせ」の仕様を追加する必要性を見積り合せの日以前に認識していたにもかかわらず、経理課への連絡を怠っていたため、契約締結後に56,100円を増額する契約変更が行われている。契約締結請求に当たっては現状に応じ仕様内容を確定させることを徹底し、適正な契約事務の執行に努められたい。 （保健予防課）
処理経過	「（印刷）予防接種予診票（带状疱疹生ワクチン）他」について、印刷物の仕様を追加する必要性を見積り合せの日以前に認識していたにもかかわらず、経理課への連絡を怠っていたことは、印刷物の契約について厳密に精査した仕様により発注しなければならないという認識が不十分であったことによるものです。 今後は、保健予防課長の管理のもと、あらかじめ印刷仕様を十分に精査した上で契約を依頼することを徹底し、適正な契約事務を行ってまいります。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 支出事務について （1）令和4年4月1日付け契約書「ふるさと納税（寄附）の申込受付および収納に係る業務委託（単価）」に係る令和5年1月分から3月分までの委託料13,695円の支払について、検査検収から適法な請求を受けて支払うまでに相当の期間を要している。また、このことから、令和4年度の業務に係る委託料であるにも関わらず、令和5年度予算により支払を行っている。適正な支出事務の執行に努められたい。 （検査検収日 令和5年3月31日、支払請求日 同年7月19日、支払希望日 同年8月2日） （税務課）
処 理 経 過	委託料の支払いに当たり、検査検収から請求を受けて支払うまでに相当の時間を要し、翌年度の予算により支出したことについては、会計年度独立の原則に対する認識が不十分であり、請求書の徴取についてのスケジュール管理を怠ったことによるものです。 今後は、税務課長管理のもと、支出に係るスケジュールを管理するとともに、出納閉鎖前に未処理がないかどうかの確認を徹底することで、適正な支出事務を行ってまいります。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 支出事務について （2）いじめ専門相談員に係る令和6年1月分の報酬について、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例第3条第2項によれば、同年1月15日に支払う必要があるところ、同年2月15日に支払が行われている。新たに非常勤職員を雇い入れる際は、事前に報酬の支払時期、方法等を確認し、適正な支出事務の執行に努められたい。 （総務課）
処 理 経 過	いじめ専門相談員に係る報酬の支払が遅延したことについては、同時期に履行中であった弁護士への委託契約と混同し実績に基づく事後払いであると誤認していたことによるものです。 今後は、支払の事由・根拠を確認するとともに、毎月支払計画を立て複数名で確認することを徹底し、遅延のないよう適正な支出事務を行ってまいります。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 支出事務について （3）単価委託契約に係る委託料の支払について、次のとおり不適切な処理事例が見受けられた。単価契約に係る支払に当たっては請求金額の確認を徹底されたい。 ア 令和5年4月1日付け契約書「在住外国人向け情報配信に係る運営業務委託（単価）」に係る同年11月分委託料91,300円の支払において、請求書に記載の金額（93,500円）が誤っているにもかかわらずそのまま支払ったことから、令和6年5月8日に過払分2,200円の戻入処理が行われている。 イ 令和4年6月7日付け契約書「防災ラジオ配送委託（単価）」に係る同年6月分委託料3,448,940円の支払において、請求書に記載の金額（3,421,000円）が誤っているにもかかわらずそのまま支払ったことから、令和5年7月25日に令和5年度予算により追加分27,940円の支払が行われている。 （ア総務課、イ防災課）
処 理 経 過	単価委託契約に係る委託料について、請求書の金額が誤っているにもかかわらずそのまま支払を行ったことについては、単価契約の契約金額の確認を怠ったことから、請求金額の誤りに気付かなかったことによるものです。 今後は、課長管理のもと、複数名で請求内容と契約金額を照合する確認体制を徹底することにより、適正な支出事務を行ってまいります。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 支出事務について （4）令和5年4月1日付け契約書「八潮地域センター警備業務委託」に係る同年5月分委託料10,670円の支払について、同年6月6日に支払処理を行ったにもかかわらず、その後受領した6月分の請求書を5月分の請求書と誤認し、再度支払処理を行った。このことから、同年7月14日に過払分10,670円の戻入処理が行われている。支払時における委託業務の履行確認を徹底し、適正な支出事務の執行に努められたい。 （地域活動課）
処 理 経 過	令和5年5月分委託料の二重支払を行ったことについては、同年6月6日の支払処理時に委託料の支払に関する管理表の記録を失念していたことによるものです。 今後は、地域活動課長管理のもと、担当者と係長によるダブルチェックを確実にを行い、委託業務の履行確認を徹底することにより、適正な支出事務を行ってまいります。

指摘事項等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 支出事務について （5）令和6年1月17日付け請書「折り畳みフットサルゴール」287,133 円の物品購買契約について、予算科目を備品購入費とすべきであったところ、一般需用費により支払ったため、後日、備品購入費の科目設定および予算流用を行った上で、一般需用費から備品購入費へ科目更正が行われている。平成30年4月1日付け「新財務会計システム操作マニュアル」によれば、「購入価格が10万円以上のものは備品」とされていることから、物品購入に当たっては予算科目を十分に確認し、適正な支出事務の執行に努められたい。 （地域活動課）
処理経過	備品を購入する際に誤った予算科目にて支出したことについては、備品に関する認識が不足していたことに加え、予算科目の確認を十分に行わなかったことによるものです。 今後は、「新財務会計システム操作マニュアル」により備品管理の方法を正確に理解するとともに、複数名による物品購入時の予算科目の確認を徹底し、適正な支出事務を行ってまいります。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 支出事務について （6）補助金の交付について、次の事例を始めとした不適切な処理事例が多数見受けられる。また、昨年度においても同様の不適切な処理事例が発生していることから、改めてシステム処理を含めた事務処理手順を確認し必要な修正を加えるなど、執行体制等も含めた抜本的な再発防止に努められたい。 ア 令和4年度品川区私立幼稚園等入園料補助金（下半期）について、令和5年5月30日に対象者へ交付したが、保護者からの問合せにより、補助金管理システムへの付番漏れに伴う補助金の未払いが判明し、同年6月15日に6世帯計670,000円の補助金が追加で交付されている。 イ 令和4年度品川区認可外保育施設等に係る利用費給付第4期分（認証保育所）について、令和5年5月30日に対象者へ交付したが、保護者からの問合せにより、補助金管理システムの支払停止に誤ってチェックを入力していたことが要因で支給がなされていない世帯が存在することが判明し、同年7月6日に3世帯計333,000円の補助金が追加で交付されている。 （保育入園調整課）
処 理 経 過	私立幼稚園等入園料補助金の未払が発生したことについては、補助金管理システムにおいて、支出のための入力処理におけるダブルチェックが徹底されておらず入力漏れに気が付かなかったことによるものです。 また、認可外保育施設等利用費給付の未払が発生したことについては、支払に係る事務処理において、申請書類に基づき補助金管理システムに入力する際に、該当者の入力処理を誤ったことおよび処理内容についてダブルチェックが徹底されておらず、処理漏れに気が付かなかったことによるものです。 今後は、保育入園調整課長の管理のもと、係内事務について複数担当制の導入によりチェック機能を強化するとともに、繁忙期には課内応援体制を取るための事務処理手順の見直しを行うことで、抜本的な再発防止に努めてまいります。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 支出事務について （7）令和5年8月分品川区定期予防接種助成金について、交付対象者2名に対し支給額を取り違えて支払を行ったことから、同年9月28日に過払分20,470円の戻入処理を行うとともに、同年10月4日に不足分20,470円の支払が行われている。適正な支出事務の執行に努められたい。 （保健予防課）
処 理 経 過	定期予防接種助成金について、交付対象者2名に対し支給額を取り違えて支払を行ったことについては、支出データ作成時に入力ミスが発生し、入力後も確認を怠ったことによるものです。 今後は、保健予防課長より、支出処理に当たって担当者や係長など複数名での確認の徹底を周知し、実行させることで、適正な支出事務を行ってまいります。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 支出事務について （8）品川保健センター事業実施に伴う非常勤報酬等に係る令和5年8月分から同年10月分までの報償費について、本来支払うべき債権者と同姓同名である別の者に支払を行ったことから、同年11月に誤払分41,877円の戻入および正しい債権者への支出処理が行われている。一昨年度および昨年度においても同様の不適切な処理事例が発生していることから、事務処理方法を改めて見直し、再発防止に努められたい。 （品川保健センター）
処 理 経 過	品川保健センター事業実施に伴う非常勤報酬等に係る報償費を誤った者に対し支払を行ったことについては、作成している出勤簿に誤った職員番号を記載し、また、支払うべき債権者を特定する際、職員番号と氏名のみで確認を行い、同姓同名や同職種の職員に対応できるようなチェック体制を整えていなかったことによるものです。 今後は、昨年度と同様の誤りを起こしたことを重く受け止め、品川保健センター所長の管理のもと、出勤簿作成の際は同姓同名の職員がいるかの確認を行い、職員番号・氏名・住所の3点を複数名で確認するチェック体制を整えることで、適正な支出事務を行ってまいります。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 支出事務について （9）大井保健センター事業実施に伴う非常勤報酬等に係る令和5年11月分報償費について、職種の錯誤により支出金額の算定を誤り、本来支払うべき金額よりも多く支払を行ったことから、令和6年3月26日に2名分計42,942円の戻入処理が行われている。実績の確認とともに職種の確認を徹底し、適正な支出事務の執行に努められたい。 （大井保健センター）
処 理 経 過	非常勤報酬等に係る報償費を異なる職種の金額で算定し、本来よりも多く支払ったことについては、事業に従事した支払対象者の職種確認を十分に行わなかったことによるものです。 今後は、講演会など定例でない事業に従事する者に報償費を支払う際は、当該事業を担当する者も決裁に加えるなど課内のチェック体制を強化し、適正な支出事務を行ってまいります。

指摘事項等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 4 事務の執行方法について （1）令和5年11月、接種対象者の区民37,811名に対し新型コロナウイルスワクチンに係る令和5年秋開始接種の勧奨はがきを発送した。その際、令和3年4月1日から令和5年11月9日までの間の区内転入者について、転入時点の情報により発送先データを作成したため、本来は対象外となる既に区外に転出した者、故人等498名に誤って送付していたことがその後の問い合わせにより判明した。各種勧奨等に係る郵便物の発送に当たっては、誤送付が生じることのないよう確認を徹底されたい。 （保健予防課）
処理経過	ワクチン接種勧奨はがきの誤送付が生じたことについては、担当者が予防接種システムより勧奨通知の対象者を抽出し作成したデータが最新の住民基本台帳の情報に基づいたものではなかったにもかかわらず、その確認を怠ったことによるものです。 今後は、保健予防課長より、各種データの抽出作業を行う場合の仕様の事前確認や複数名によるデータの正確性の確認について周知徹底することで、適正な事務の執行を図ってまいります。

指摘事項等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 4 事務の執行方法について （2）公園児童遊園等維持修繕工事(単価)について、工事施工が先行して行われ、事業者との間で依頼決定等の書類の取り交わしが遅滞したことから、令和4年度および令和5年度上半期の工事施工に係る支出事務が滞り、次のとおり多額の未精算金が生じた。このような事態は区への信頼を著しく損ねる行為である。本件事例に関わる部署に属する全ての職員一人ひとりが決して再発させることのないよう肝に銘じ、適正な事務事業の執行に努めるよう厳に戒められたい。 ア 令和4年度分 56 件 計 34,777,204 円（施工事業者数 5 社） イ 令和5年度分 38 件 計 20,523,793 円（施工事業者数 6 社） （公園課）
処理経過	公園児童遊園等維持修繕工事(単価)について、工事施工が先行して行われ、事業者との間で依頼決定等の書類の取り交わしが遅滞したことについては、公園児童遊園等維持修繕工事の適正な発注方法および進捗管理が徹底されていなかったことによるものです。 今後は、公園課長の管理のもと、手続きの進捗を記載する台帳を整備し、担当職員のみならず係長をはじめとした他職員も手続きの進捗を確認できる管理体制を構築するとともに、会計年度独立の原則ならびに上司への報告・連絡・相談の重要性について、改めて課内全員に対し周知徹底させることで、適正な発注事務の執行を図ってまいります。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 5 現金の管理について （1）令和4年度予算により令和5年3月29日付けで受領した前渡金8,400円を使用し、年度を越えた同年4月4日に郵券を購入している事例が見受けられた。会計年度独立の原則について改めて確認し、適正な前渡金の管理に努められたい。 （高齢者福祉課）
処 理 経 過	令和4年度予算により受領した前渡金を使用し、年度を越えて郵券を購入したことについては、資金前渡の事務担当者と郵券を購入する担当者が別であり、連携が不十分であったことにより、購入までの事務処理に時間を要したことによるものです。 今後は、高齢者福祉課長より会計年度独立の原則について職員へ周知するとともに、担当者間の連携を図り進行管理を徹底することで、適正な前渡金の管理を行ってまいります。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 5 現金の管理について （2）資金前渡処理の遅れにより、次のとおり不適切な事例が見受けられる。 計画的な前渡金の支出処理に努められたい。 ア 令和5年4月7日付けで受領した有料駐車場使用に係る前渡金8,000円について、受領前の同月4日に職員の私費による立替払（3回分計 600 円）が行われている。 （高齢者地域支援課）
処 理 経 過	有料駐車場使用に係る前渡金の受領前に職員の私費による立替払が発生したことについては、有料駐車場を使用する令和5年度の業務が発生する前に前渡金が交付されるよう支出処理を行うべきところ、これを失念していたことによるものです。 今後は、事務処理手順やマニュアルを再確認するとともに、立替払が発生しないよう事務処理スケジュールを管理することで、適正な前渡金の支出処理を行ってまいります。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 5 現金の管理について （2）資金前渡処理の遅れにより、次のとおり不適切な事例が見受けられる。 計画的な前渡金の支出処理に努められたい。 イ 令和5年度関東ブロック地籍調査事業担当者講習会に出席するための旅費、宿泊費等47,800円について、前渡金支出に係る文書による意思決定は行ったものの、支出処理を失念したため、前渡金の受領日が講習会終了後である令和5年6月5日となり、職員の私費による立替払が行われている。 (土木管理課)
処 理 経 過	令和5年度関東ブロック地籍調査事業担当者講習会の旅費、宿泊費等に関し職員の私費による立替払が行われたことについては、文書による意思決定後の前渡金支出処理について課内の役割分担が明確になっていなかったため遅延したことによるものです。 今後は、前渡金の支出処理について担当者間で十分に連携を図るとともに、立替払が発生しないよう事務処理スケジュールを管理することで、適正な前渡金の支出処理を行ってまいります。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 6 指定消耗品の管理について （1）区内共通商品券（62枚・計31,000円分）について、有効期限切れのため令和6年4月1日付けで廃棄している。コロナ禍の影響による事業の見直し等により使用する見込みがなくなった金券については、代替の用途への転用等活用方法を最大限検討し、廃棄することのないよう管理を徹底されたい。 （総務課）
処 理 経 過	区内共通商品券の有効期限切れによる廃棄については、コロナ禍の影響により商品券の配布を予定していた事業が中止になったことから、使い切ることができなかったことによるものです。 今後は、当該事業の実施が難しくなった段階で、速やかに状況を庁内で共有した上で、廃棄することのないよう有効な活用方法を検討することにより、適正な指定消耗品管理を行ってまいります。

指 摘 事 項 等	第4 定期監査（所管別監査）の結果 6 指定消耗品の管理について （2）品川区物品管理規則第25条の規定によれば、物品管理者は金券等について「消耗品受払簿その他を備え、その使用状況および残高を明らかにしておかなければならない」とされているが、令和5年度および令和6年度の郵券および収入印紙に係る消耗品受払簿において、両年度に渡る複数回の記帳漏れおよび受払欄の計算誤りにより、記帳残高と現品の間で計45枚 6,615円分のかい離がある。適正な指定消耗品管理に努められたい。 （福祉計画課）
処 理 経 過	郵券および収入印紙に係る消耗品受払簿において、両年度にわたる複数回の記帳漏れや計算誤りにより記帳残高と現品の間でかい離があることについては、点検を怠っていたことによるものです。 今後は福祉計画課長の管理のもと、消耗品受払簿上の記帳残高と現品の照合について、担当者による受払時の確認および福祉計画課長・庶務担当係長による毎月の確認を徹底することで、適正な指定消耗品管理を行ってまいります。

指摘事項等	第5 意見 最後に、「第1 監査の主眼点」における「7 従前の指摘事項が是正されているか」の観点から意見を述べる。 昨年度に実施した定期監査（所管別監査）では、複数の対象部局に対し「資金前渡に係る現金管理」についての指摘を行ったが、今回の監査においても職員による立替払が行われている不適切な事例が散見された。また、指摘には至っていないが、支払の遅延や現金出納簿・消耗品受払簿の作成漏れおよび記帳誤りについても、未だ発生している状況が見受けられた。 このような誤りが絶えない原因としては、第一に財務会計規程や関連マニュアルに定められているルールやその根拠法令等への認識が不十分である点と、第二に管理職を含めたチェック体制が形骸化している点があげられる。当該現状を改善するため、職場における実務を通じた事務処理スキルの継承による人材育成、実践的な事務処理マニュアルの整備等効果的な手法により、財務会計に係る事務水準の向上に取り組まれない。 また、区政全体の事務執行が適正に行われるには、管理職を含めた職員の意識改革が不可欠である。主に若手職員や会計年度任用職員が財務会計事務を執り行う部署が増加する中、従前の指摘事項に類似した不適切な処理事例はどの部署でも起こりうることでありとの認識の下、管理職が中心となり自らの職場におけるチェック体制について不断の見直しを図られたい。
処理経過	規程やマニュアルに定められているルールやその根拠法令等への認識が不十分であり、管理職を含めたチェック体制が形骸化していることについては、全庁を挙げて取り組むべき課題であると認識しております。 会計管理室では、令和6年11月13日付けで「支出命令Q&A」とともに、実践的な事務処理マニュアルとして新たに「支出命令起票時の確認事項」を全庁に向け送付しました。職員の会計事務へのより一層の習熟と適正な事務執行を目指し、引き続き審査事務の機会において指導してまいります。 また、来年度策定する品川区コンプライアンス基本方針や職員行動規範を通して、法令等の遵守が最も優先されるべき重要な事項であることを再認識させるよう、職員に対する意識啓発を推進してまいります。 次に、管理職を含めたチェック体制の強化に向けては、管理職主導のもと、部署全体の事務遂行状況を把握し、事務処理手順の見直しや改善を継続的に行うことで、組織全体の事務水準の向上を図り、適正な事務を執行してまいります。



品教庶収第219号

令和7年1月27日

品川区監査委員

河内 豊 様

有我 康子 様

せお 麻里 様

つる 伸一郎 様

品川区教育委員会

教育長 伊崎 みゆき

令和6年度前期一般監査の措置結果について（通知）

令和6年9月2日付品監発第15号にてご報告のありました「令和6年度前期一般監査の結果について（報告）」における指摘事項につきましては、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり措置をしましたので通知します。

指 摘 事 項	第4 定期監査（所管別監査）の結果 ≪教育委員会事務局≫ 1 支出事務について 報償費の支払に当たり、次のとおり不適切な処理事例が見受けられる。支払時における債権者の確認を徹底し、適正な支出事務の執行に努められたい。 ア 品川地域未来塾（基礎学力向上事業）指導員謝礼に係る令和5年8月分および同年10月分の報償費の支払について、4名分の報償費計18,700円の債権者の振込先データを誤り、本来支払うべき債権者とは別の者4名に支払を行ったことから、令和6年1月に誤払分の戻入および正しい債権者への支出処理が行われている。 （指導課）
処 理 経 過	指導員謝礼に係る報償費を本来支払うべき債権者とは別の者に支払ったことについては、支払処理時に担当職員による債権者および振込先情報の確認が不十分であったことによるものです。 今後は、債権者および振込先情報に相違がないよう管理職も含めた複数の職員による確認を徹底し、適正な支出事務を行ってまいります。

指 摘 事 項	第4 定期監査（所管別監査）の結果 1 支出事務について 報償費の支払に当たり、次のとおり不適切な処理事例が見受けられる。支払時における債権者の確認を徹底し、適正な支出事務の執行に努められたい。 イ 令和6年1月19日付け音訳資料製作謝礼の支払について、債権者の選択を誤り、本来支払うべき債権者とは別の者に支払を行ったことから、同年3月に誤払分2,909円の戻入および正しい債権者への支出処理が行われている。 （品川図書館）
処 理 経 過	音訳資料製作謝礼を本来支払うべき債権者とは別の者に支払ったことについては、支払処理時に担当職員による債権者および振込先情報の確認が不十分であったことによるものです。 今後は、債権者および振込先情報に相違がないよう管理職も含めた複数の職員による確認を徹底し、適正な支出事務を行ってまいります。

指 摘 事 項	第4 定期監査（所管別監査）の結果 2 現金の管理について （1）修学旅行実地踏査に要する旅費については、事前に各学校が指導課に対して前渡金支給に係る連絡を行うべきところ、当該手続きを怠ったため、令和5年度においては3名（2校）分の旅費計121,210円の前渡金の受領日が実地踏査後となり、学校職員の私費による立替払が行われている。改めて各学校に対し旅費の支払方法について周知徹底し、資金前渡による支払を徹底されたい。 （指導課）
処 理 経 過	旅費の支払に関し、資金前渡により処理すべきところ学校職員の私費による立替払が行われたことについては、旅行命令に関し学校管理職の確認が不足していたことおよび学校事務職員から指導課への連絡が遅れたことによるものです。 今後は、学校管理職に対し、近接地外出張の事前命令など勤怠管理の徹底について校内に周知するよう改めて指導してまいります。また、学校管理職および事務職員に対し、資金前渡に係る進行管理を徹底するよう指導し、適切な現金管理および支出事務を行ってまいります。

指 摘 事 項	第4 定期監査（所管別監査）の結果 2 現金の管理について （2）品川区会計事務規則第85条第1項第1号の規定によれば、前渡金の精算は用件終了後5日以内に行うこととされているが、令和5年7月25日付けで受領した防火・防災管理新規講習（テキスト代）に係る前渡金6,000円について、翌日に支払を行ったにもかかわらず、同年9月4日まで精算処理が行われていない。品川区会計事務規則にのっとり速やかな精算処理に努められたい。 （学務課）
処 理 経 過	前渡金の精算が遅延したことについては、学校および学務課における支払状況の確認や進行管理が不十分であったことによるものです。 今後は、学校管理職に対し、全体の進捗確認を徹底するよう指導するとともに、学校事務職員および前渡金の支出にあたる教職員による速やかな精算処理について職員間で共有するよう周知してまいります。また、学務課においては、用件終了後直ちに報告を求めるなど、適時の確認および督促を確実にを行うことにより、適正な現金管理を図ってまいります。

指 摘 事 項	第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 備品の管理について 平成30年4月1日付け「新財務会計システム操作マニュアル」によれば、「専ら児童・生徒の用に供するもので壁・床に固定されている教室用黒板については、建物の付帯設備とする」とされているが、令和5年10月11日付け契約書「黒板」1,150,000円により購入し宮前小学校に設置された黒板を、重要物品として備品登録している。新公会計におけるストック情報の正確な把握および区の適正な資産管理を行うため、備品は適切に管理されたい。 （教育総合支援センター）
処 理 経 過	教室用黒板を重要物品として備品登録したことについては、資産管理に関する職員の認識が不足していたことによるものです。 今後は、「新財務会計システム操作マニュアル」を改めて確認し、職場全体で正確な知識の習得を図るとともに、契約締結請求時に複数の職員による歳出科目の確認を徹底し、同マニュアルに基づく適正な備品管理を行ってまいります。